

## 『平成27年度税制改正大綱(6) 積極的な地域振興策創設へ』

今回の改正では、東京圏への一極集中を是正し、地方創生を推進するための新しい税制がいくつも盛り込まれている。

○地方拠点強化税制：地域再生法の地方拠点強化実施計画（仮称）の承認を受けた法人が一定の規模以上の建物等を取得し事業の用に供した場合に、その取得価額の15%の特別償却、又は2%の税額控除の選択適用ができる（同実施計画が同法の特定地域（仮称）から大都市等（仮称）以外の地域への移転に関する場合には、25%の特別償却、又は4%の税額控除）。さらに、同計画に従って移転・増設した事業所において10%以上、かつ、5人（中小企業は2人）以上の雇用者数の増加があった場合に、増加雇用者数に50万円を乗じた額の税額控除を可能とする。

○ふるさと納税：個人住民税の特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の2割に引き上げる。また「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設し、確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う際、課税市区町村に対する控除申請を、寄附先の都道府県又は市区町村に代行させることを可能とする。

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充：「免税手続カウンター」の許可による手続委託型輸出物品販売場制度、及び外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度を創設する。

## 『ものづくり等補助金スタート 認定支援機関等との連携促す』

中小企業庁はこのほど、平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の1次公募について公表した。

当該事業は、国内外のニーズに対応したサービスや、ものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援するもの。対象要件としては、(1)「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービス創出であり、かつ、3～5年計画で、「付加価値額」において年率3%、及び「経常利益」において年率1%の向上を達成できる計画、(2)「中小ものづくり高度化法」に基づく画期的な試作品やプロセス革新であること、(3)複数企業の共同で、ITやロボット等の設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセス改善で、上記(1)同様の向上を達成できる計画、等のいずれかを満たすこととなっている。

【革新的サービス】、【ものづくり技術】、【共同設備投資】の3つの類型があり、補助上限額は700万円、1,000万円、5,000万円等、補助率2/3。公募期間は、平成27年2月13日（金）～平成27年5月8日（金）（※当日の消印有効）。詳細は全国中小企業団体中央会の各地域事務局まで。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。